こども性暴力防止法

２０２６年１２月

児童館における不適切な行為



当該行為そのものは児童対象性暴力等には該当しないが、業務上必ずしも必要な行為とまでは言えないものであって、当該行為が継続・発展することにより児童対象性暴力等につながり得る行為のことです。

LEVEL 重大

私的コミュニケーション
❶保護者の意に反することを認識しながら、こどもの自宅などで二人きりになる

身体接触
❶こどもの意に反して、必要以上に長時間抱きしめる
❷執拗にこどもにマッサージをする

＊いずれも状況によっては児童対象性暴力等にも該当し得る

LEVEL 注意

私的コミュニケーション
面会
送迎など
❶こどもと私的な連絡先*を交換し、私的なやりとりを行う
❷業務時間外に、こどもと私的に二人きり*で会う
❸保護者の承諾がないまま、こどもの自宅で二人きりになる
❹私的な理由で、こどもを自宅に招き、二人きりになる
❺不必要に、こどもを一人で車に乗せて、送迎を行う

*私的な連絡先：SNSアカウント、オンラインゲームのアカウント、メールアドレス等
*二人きり：大人一人に対してこども二人以上も含む。以下同じ。

撮影
❶私物のスマートフォンや、ルール外の方法でこどもの写真・動画を撮影・管理する
❷業務上必要と考えられる範囲外で、こどもの写真や動画の撮影を行う

密室
❶不必要にこどもと密室で二人きりになろうとする（用務がないのに別室に呼び出そうとするなど）
❷更衣や宿泊を伴う活動で、不必要にこどもと対象業務従事者が二人きりで更衣室やお風呂などを利用する

身体接触
❶こどもに不必要な接触を行う（必要以上に長時間抱きしめる、一般的ではない抱き方など）
❷業務上必要でないのにこどもを膝に乗せる、おんぶするなど
❸業務上必要でないのにこどもにマッサージをする、こどもにマッサージをさせる、寝かしつけの際に特定のこどもとだけ添い寝する
❹視覚障害児の誘導時等に必要以上に距離が近い

排せつ介助など
❶こどもの発達段階や特性から考えて、不必要な入浴および排せつ介助を行おうとする
❷こどもが一人で排せつ、入浴、着替えなどを行いたいとの意思を示している中で、わざわざ介助に入る
❸特段の必要性がなく特定のこどもだけに排せつ介助を行おうとする
❹おむつ交換時に、衣服の上から陰部を触ったりつかむように確認したり、おむつの中に手を入れて確認するなど、誤解を受けるような仕方で交換する

特別扱い
❶特定のこどもに高価な金品を与えたり、正当な理由なく声掛けや態度を変えたりする
❷こどもの容姿を過度にほめる
❸特定のこどもの保育・介助などを、理由なく担当しようとする

更衣
❶不必要に、更衣室やこどもが更衣中の部屋に入室する
❷不特定多数の人の目がある中でこどもに更衣をさせる

その他
❶こどもの衣服や持ち物を正当な理由なく触ったり、借りたりしようとする
❷従事者が過度に肌を露出する（性的てなづけにつながる可能性）

社会福祉法人
京都福祉サービス協会